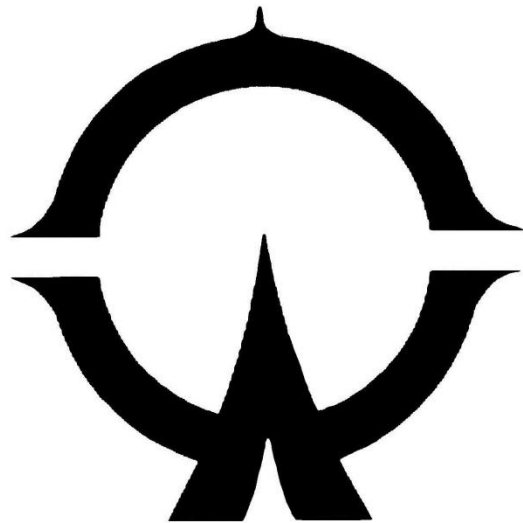


令和7年度

監査執行計画書



桑折町監査委員

監 査 の 基 本 方 針

定期監査、決算審査、例月出納検査等（以下「監査等」という。）の執行にあたっては、今日の益々厳しくなる社会情勢の中で、従来以上の厳しい行財政運営が要求されていることに鑑み、一般行政費の節減合理化等財源の重点的かつ効率的な執行を検証するとともに、各種業務執行にあたっての法令、条例、規則等との整合を主眼として、執行過程における問題点の究明に努めるほか、次の諸点に留意する。

- 1 例月出納検査を毎月25日（休日その他やむを得ない理由があるときは、検査日を変更することができる）において実施し、出納関係伝票とその関係証票等（以下「伝票類」という。）の審査も含めて検査体制の充実を図り、証票及び書類の合理性と計数の確認、現金等の保管状況の確認、財政収支の動態の把握等を行い出納業務の適否を検査する。
- 2 定期監査はテーマを設定のうえ実施し、監査対象課等の事務事業または、その執行過程における合理性及び効率性並びに適法性を検討する。
- 3 契約の締結にあたっては、関係法令等によって公正に行われ、さらに有利性が図られているか検証するとともに、当該契約が誠実に履行されているか検査する。
- 4 財政援助団体の公益性と効果について検討する。
- 5 監査等の実効性を確保するため、指摘事項の措置・顛末の追跡を行う。
- 6 監査手続きを整備して監査効率の向上を図る。
- 7 監査等の質的向上を図るため、研修等を実施する。

監 査 等 実 施 要 綱

第 1 監査等の実施

- 1 本年度における監査等は、概ね別表「各種監査等年間実施計画及び日程」に従い実施するものとし、実施日時については、監査委員がその都度指定する。
- 2 監査等の対象となる課、局、室、行政委員会、学校等（以下「監査対象課」という。）において都合により実施日時の変更を希望する場合は、その申し出により協議の上、変更することがあるものとする。
- 3 定期監査、財政援助団体監査、決算審査及び例月出納検査以外の監査の執行については、監査委員が協議の上、その都度決定する。

第 2 監査等実施要領

- 1 監査等対象課は、第 5 に定める提出資料等を作成して、監査委員の指定した日まで提出しなければならない。
- 2 提出を求めた監査資料により、原則として、事前に監査委員事務職員が予備監査を行うものとし、本監査前日までにこれを終了するものとする。
- 3 監査委員事務職員は、予備監査実施結果に基づき、資料の分析結果、重点項目、着眼点等を記載した監査調書を作成して監査委員に報告するものとする。
ただし、やむを得ない事由により監査調書を作成するいとまがない場合は、口頭で報告できるものとする。
- 4 監査委員は、予備監査の結果を確認した後、本監査を行うものとする。
- 5 本監査等は、第 5 に定める提出資料によって関係書類及び帳簿等を点検し、併せて関係職員の説明を聴取するほか、必要に応じて現地調査を行うことにより実施する。

6 監査等の着眼点については、標準町村監査基準別項（全国町村監査委員協議会作成）のうちから適宜選択して行う。

7 例月出納検査については、主として検査対象月にかかわる伝票類の審査に充てるものとし、審査によって疑義が生じた収支については、会計管理者を通じて調査、確認等を行い、必要に応じて改善等の措置を求めるものとする。

第3 報告及び公表

監査等が終了したときは、原則として講評を行い、後にその結果を地方自治法第199条第9項（以下「法」という。）並びに桑折町監査委員条例等の規定により報告もしくは、公表する。

第4 監査等への出席職員

監査等には、必要に応じて次の職員の出席を求める。

監査の種類	出席職員の範囲
定期監査 (法第199条第4項)	監査対象課長、同補佐、同係長、その他の指定した職員
上記以外の監査 (法第75条第1項、第98条第2項、第125条、第199条第2項・第5項・第6項・第7項、第235条の2第2項、第241条第5項、第242条第1項、第243条の2の8第3項及び地方公営企業法第27条の2第1項及び第34条)	実施の都度指定した職員
決算審査 (法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項)	総務課長 企業関係主管課長、その他指定した職員
例月出納検査 (法第235条の2第1項)	会計管理者（会計室長） 企業関係主管課長、その他指定した職員

※ 略称等

法＝地方自治法

公企法＝地方公営企業法

健全化法＝地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第5 提出資料等

監査等を行う際には、次の資料並びに書類等の提出を求める。

監査等の種類	提出資料等
定期監査	<ol style="list-style-type: none"> 1 調定調書及び調定伝票 2 予算実績報告書 3 費目流用予備費支出命令票 4 収入更正票、支出更正票及び戻入命令票 5 収支を伴う決裁文書 6 契約執行状況調書及び契約に関する書類 7 町補助金等の交付状況調書 8 基金台帳 9 公有財産購入状況調書 10 旅行命令簿及び復命書 11 時間外勤務命令簿 12 出勤簿 13 財産管理台帳 14 備品台帳及び物品の管理に関する書類 15 その他特に指定するもの
上記以外の監査	監査を実施する都度指定した帳簿、書類等
決算審査 (法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項)	一般会計及び特別会計 <ol style="list-style-type: none"> 1 歳入、歳出決算書 2 歳入、歳出決算事項別明細書 3 実質収支に関する調書 4 財産に関する調書 5 基金の運用状況に関する調書 6 主要な施策の成果 7 歳入及び歳出に関する伝票類 8 財政分析表 9 工事等入札結果表 10 その他特に指定するもの

<p>決算審査 (法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項)</p>	<p>企業会計（水道）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決算報告書 2 損益計算書 3 剰余金計算書又は欠損金計算書 4 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 5 貸借対照表 6 事業報告書 7 収益、費用明細書 8 固定資産明細書 9 企業債明細書 10 収入及び支出に関する伝票類 11 その他特に指定するもの
<p>例月出納検査</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算執行調書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 町税収入状況調書 (2) 歳入計算調書 (3) 歳出計算調書 (4) 支出負担行為及び支出調書 2 現金等に関する調書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現金照合に関する調書 (2) 現金保管に関する調書 (3) 有価証券保管調書 3 企業会計試算表（水道） 4 出納に関する伝票類 5 その他特に指定するもの

なお、提出書類の様式については、法令等または慣例で定められているものを除き、その都度監査委員が定めるものとする。

<参 考>

本計画書において例示した監査等の種類においては、次のとおりである。

監査等の種類	適用条文
検査 ・ 例月出納検査	法第235条の2第1項
審査 ・ 決算審査 ・ 基金の運用状況審査 ・ 財政健全化審査 ・ 公営企業会計の経営健全化審査	法第233条第2項又は 公企法第30条第2項 法第241条第5項 健全化法第3条第1項 健全化法第22条第1項
監査 ・ 定期監査 ・ 随時監査 ・ 行政監査 ・ 財政援助団体等に対する監査 ・ 公金の収納又は支払事務に関する監査（指定金融機関の公金の収納等の監査） ・ 住民の直接請求に基づく監査 ・ 議会の要求に基づく監査 ・ 請願の措置としての監査 ・ 町長の要求に基づく監査 ・ 住民監査請求に基づく監査 ・ 町長又は公営企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査	法第199条第4項 法第199条第5項 法第199条第2項 法第199条第7項 法第235条の2第2項又は 公企法第27条の2第1項 法第75条第1項 法第98条第2項 法第125条 法第199条第6項 法第242条第1項 法第243条の2の8第3項又は 公企法第34条

※ 略称等

法＝地方自治法

公企法＝地方公営企業法

健全化法＝地方公共団体の財政の健全化に関する法律

令和7年度各種監査等年間実施計画及び日程

区分	月別実施予定												実施期間	監査等対象	対象年度(月)	監査場所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
例月出納検査	←												→	毎月 25日	一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、半田財産区特別会計、水道事業会計	前月分	委員会室
定期監査				↔										延べ 7日間	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に関する事項(監査テーマ及び対象課等は代表監査委員・監査委員が協議のうえ後日決定)	令和6年度	委員会室
一般会計				↔										延べ 7日間	一般会計	令和6年度	委員会室
決算審査 特別会計				↔										延べ 3日間	国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、半田財産区特別会計	令和6年度	委員会室
企業会計				↔										1日間	水道事業会計、下水道事業会計	令和6年度	委員会室
財政援助団体監査				↔										延べ 1日間	当該団体に対し本町が行った財政的援助に係る出納、その他の事務の執行に関する事項	令和6年度	委員会室
定期監査以外の監査 法第75条第1項 第98条第2項 第125条 第199条第2項・第5項・第6項・第7項 第235条の2第2項 第241条第5項 第242条第1項 第243条の2の8 第3項及び地方公営企業法第27条の2第1項及び第34条															必要に応じて実施	必要に応じて決定	必要に応じて決定 監査委員が指定した場所